

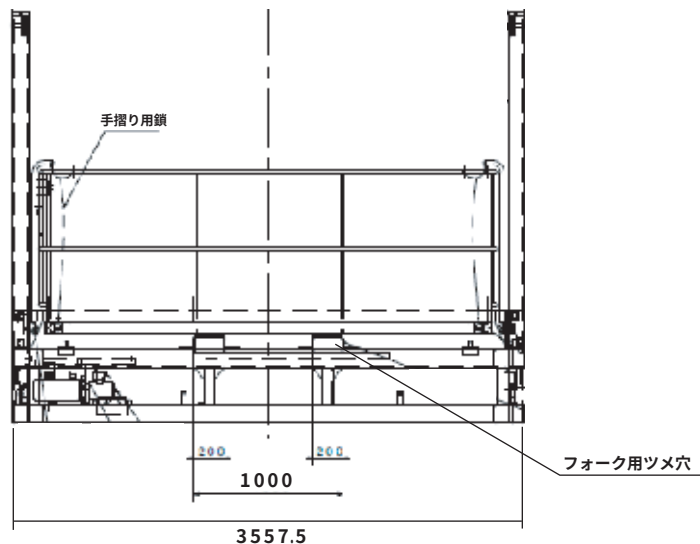
車載式 高所作業台

商品番号 10-1

掲載 11-7-23



□ 寸法図



□ 特徴

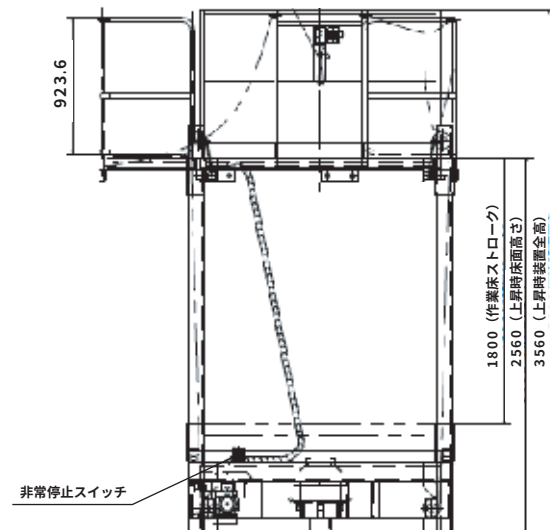
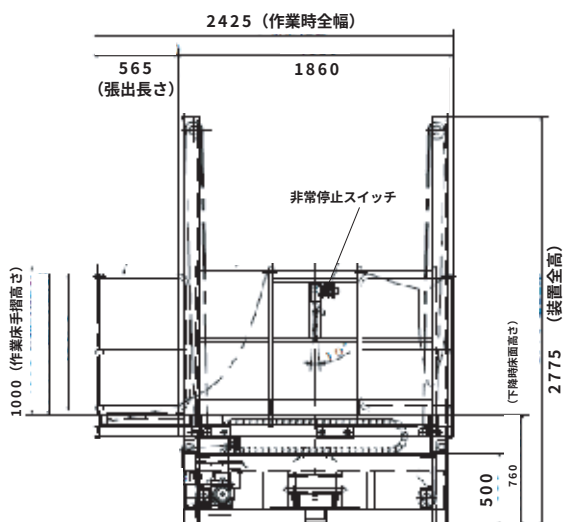
昇降ストローク: 1800mm

24V電源でOK!

作業スペース: 3000*2900mm

作業最大積載荷重: 500kg

クレーンでもフォークリフトでも積み下ろしOK!



製造・販売元

株式会社 H・Sフジサワ

本 社 〒719-0113
岡山県浅口市金光町佐方2312
TEL 0865-42-9077 FAX 0865-42-9078

中日本営業所 〒412-0025
静岡県御殿場市二の岡1-4-1
TEL 0550-84-8822 FAX 0550-84-8820

















高所作業車構造規格適合検討書

	条	項	号	条文	適用	当社装置の内容	備考
強度等	第一条			労働安全衛生法施行例(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第四十六号に掲げる高所作業車(以下「高所作業車」という。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置及び作業装置は、つぎに定めるところに適合するものでなければならない。			
			一	使用の目的に適応した必要な強度を有するものであること。		必要な強度を有する。	車両運搬車で実証されており、耐久に問題無い。
			二	著しい損傷、磨耗、変形又は腐食の無いものであること。		著しい損傷、磨耗、変形又は腐食は無い。	新品
安定度	第二条			作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造の高所作業車(以下「垂直昇降型の高所作業車」という。)は、次の状態において、五度まで傾けても転倒しない前後及び左右の安定度を有するもので無ければならない。		垂直昇降型の高所作業車に準ずる。 五度まで傾けても転倒しない。	車両本体の転覆角度は40～50度あり、当社製品を積載しても五度では転倒しない。 傾斜計を取り付け、確認できるようにしてある。
			一	高所作業車の安定に関し最も不利となる状態。			最大積載量を張り出し部に積載。
			二	積載荷重(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第194条の十二に規定する積載荷重を言う。以下同じ。)に相当する荷重をかけた状態。		積載荷重は500Kgに設定。	
			三	水平かつ堅固な面の上にある状態			
			四	アウトリガーを有する高所作業車にあっては、当該アウトリガーを使用した状態。		アウトリガーは有しない。	
		2		前項の安定度は、計算によって算出しても差し支えない。		計算により算出。	
	第三条			※省略	垂直昇降型の為適用除外		
	第四条			※省略	第二十八条により適用除外		
走行用制動装置等	第五条			※省略	第二十八条により適用除外		
作業装置用制動装置	第六条			※省略	油圧を動力としている為適用除外		
シーブの直径	第七条			ワイヤーロープにより作業床の昇降又はブームの起伏若しくは伸縮の作動をする装置のシーブのピッチ円の直径と当該シーブを通るワイヤーロープの直径との比の値は、次の表の上覧に掲げるワイヤーロープの構成による区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上でなければならない。※表省略		ワイヤーロープ フィラー型二十九本線六より ロープ径9mm シーブピッチ円直径160mm	
		2		前項の表の上欄に掲げるワイヤーロープ以外のワイヤーロープを使用する場合における同項の比の値は、労働省労働基準局長が定めるものとする。			
平衡装置	第八条			※省略	垂直昇降型の為適用除外		
	第九条			※省略	作業範囲を超えるおそれがない為適用除外		
傾斜時の自動停止装置等	第十条			高所作業車は、その安定度等に応じて定められた範囲を超えて車体が傾いた時に、昇降装置若しくは屈折装置等の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置を備えているものでなければならない。ただし、アウトリガーを有する高所作業車又は垂直昇降型の高所作業車で、車体の前後及び左右の傾きを表示するを備えているものについては、この限りでない。		垂直昇降型の為、傾斜角度表示を設ける。	
過積載時の自動停止装置等	第十一条			垂直昇降型の高所作業車は、積載荷重を超える荷重を作業床にかけたときに、昇降装置の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発生させる装置を備えているものでなければならない。		油圧圧力計を利用した荷重測定装置を設ける。	
表示ランプ等	第十二条			※省略	アウトリガーを有しない為適用除外		
非常停止装置等	第十三条			高所作業車は、次に掲げる装置又は器具を備えているものでなければならな			
			一	非常時に即時に走行装置(作業床において操作するものに限る。)及び昇降装置又は屈折装置等の作動を停止できる装置。		非常停止スイッチを設ける。 作業床 1 装置本体 1	
			二	非常時に作業床上の労働者が地上に降りることのできる装置又は器具。		非常用ステップを設ける。 非常用残圧抜きバルブを設ける。	

高所作業車構造規格適合検討書

操作装置等	第十四条				高所作業車の走行装置（作業床において操作するものに限る。）及び昇降装置又は屈折装置等の走査装置は、接触等により当該走行装置等が不意に作動することを防止する構造のものでなければならない。		ホイスト用スイッチを使用し、操作部が飛び出していない構造を有する。	
		2			高所作業車は、前項の操作装置を作業油筒条に備えているものでなければならない。		作業床に設ける。	
		3			高所作業車は、第一項の昇降装置又は屈折装置等の操作装置その他の作業床を安全に下降させる事ができる装置を車体上に備えているものでなければならない。		車体上に設ける。	
走行装置等の操作部分	第十五条				※省略	第二十八条により適用除外	運転者席では作業装置は操作しない。	
	第十六条				※省略	第二十八条により適用除外	運転者席では作業装置は操作しない。	
運転に必要な視界等	第十七条				※省略	第二十八条により適用除外		
昇降設備	第十八条				※省略	1.5m以下の為適用除外		
方向指示器	第十九条				※省略	第二十八条により適用除外		
警報装置	第二十条				※省略	第二十八条により適用除外		
車体の前後方向の表示	第二十一条				※省略	作業床上で走行の操作をしない為適用除外		
安全弁等	第二十二条				高所作業車の油圧装置は、油圧の過度の上昇を防止するための安全弁を備えているものでなければならない。		油圧リリーフバルブを備える。	
		2			油圧を動力として用いる昇降装置、屈折装置、起伏装置、伸縮装置及び平衡装置は、当該油圧の異常低下による作業床の急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならない。 ただし、第六条第二項第一号及び第三号に適合する制動装置（人力による制動装置をのぞく。）を備えているものにあつては、この限りではない。		ヒューズ弁（降下防止）を備える。	
作業床	第二十三条				高所作業車の作業床は、次の各号に定めるところによるものでなければならない。			
			一		床板材は、エキスパンドメタル製のもの又はすき間がないもので、かつ枠に確実に固定されていること。		建築用足場板をボルトナットにて固定。	
			二		周囲には、次のイからハまでに定めるところに適合する囲い又は手すりが設けられていること。			
				イ	丈夫な構造であること。		丈夫な構造である。	
				ロ	材料は、著しい損傷、腐食等がないものであること。		著しい損傷、腐食等はない。	
				ハ	高さは、九十センチメートル以上であること。		九十センチメートル以上。	
			三		手すりが設けられている場合にあっては、周囲の中さん及び床板からの高さが十センチメートル以上の囲いが取り付けられていること		帯板（高さ十センチメートル）を設ける。	
ワイヤーロープ	第二十四条				作業床の昇降用ワイヤーロープ、ブームの起伏用ワイヤーロープ、ブームの伸縮用ワイヤーロープ及び平衡装置用は、次に定めるところによるものでなければならない。		ワイヤーロープ ファイラー型二十九本線六より ロープ径9mm	
			一		安全率は、八以上であること。		安全率八以上である。	
			二		次のイからニまでに該当すること。			
				イ	一よりの間において、素線（フィラ線を除く。以下この号において同じ）の十パーセント以上の素線が切断していないこと。		切断していない。	
				ロ	直径の減少が、公称径のの七パーセント以下であること。		直系の減少はない。	
				ハ	キンクしていないこと。		キンクしていない。	
				ニ	著しい形崩れ又は腐食がないこと。		形崩れ、腐食はない。	
		2			前項一号の安全率は、ワイヤーロープの切断荷重の値を当該ワイヤーロープにかかる荷重の最大の値で除して得た値とする。この場合において、ワイヤーロープが通るシーブの抵抗はないものとして計算を行うものとする。			
チェーン	第二十五条				※省略	チェーン構造でない為適用除外		
表示	第二十六条				高所作業車は、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならない。ただし、垂直昇降型の高所作業車にあっては、第五号に掲げる事項が表示されていないものでも差し支えない。		銘板の取り付け。	

高所作業車構造規格適合検討書

			一		製造者名		コーションプレートに記載。	
			二		製造年月又は製造番号		コーションプレートに記載。	
			三		積載荷重		コーションプレートに記載。	
			四		作業床の高さ		コーションプレートに記載。	
			五		作業範囲	垂直昇降型の為適用除外		
特殊な構造の高所作業車	第二十七条				特殊な構造の高所作業車又はその部分で、労働省労働基準局長が第一条から前条までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力があると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。			
適用除外	第二十八条				第一条（走行の用に供される原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置及び制動装置に係る部分に限る。）第四条、第五条、第十五条（走行装置並びに走行を制動し、及び停止の状態を保持するための制動装置に係る部分に限る。）、第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の適用を受ける高所作業車については、適用しない。			